

〔各論Ⅰ〕所得税非課税枠（年収103万円の壁）の引上げが焦点の2025年度税制改正と防衛財源確保のための税制措置

片桐 正俊

中央大学名誉教授

2025年度税制改正（以下25年度改正）は、所得税非課税枠（年収103万円の壁）の引上げ減税が目玉で、あとは小粒の所得税減税及び中小企業経営強化税制の拡充等の法人税減税と防衛財源として法人税とたばこ税の増税を決めた点が目立つ程度である。25年度改正による国税の減収見込み額は、平年度ベースで所得税減税が6570億円、法人税減税が40億円である。反対に増収見込み額は、平年度ベースで防衛特別法人税（仮称）が7710億円、たばこ税の見直し2150億円で、合計9860億円となっている。

1月の通常国会に出される25年度税制改正法案の基となる与党税制改正大綱の決定は、異例のものとなった。従来は自民党の税制調査会のメンバーがインナーと呼ばれる非公式会合で、翌年度の税制改正の内容や検討事項を決めていた。しかし、24年10月の衆院選挙で自公政権の議席が過半数を割ったことにより、24年度補正予算の成立に国民民主党の賛成を得ることを期待して、103万円の壁の引上げ問題で自公両党は国民民主党と協議を重ねた。しかし、所得税の非課税枠を123万円への引上げに止めようとする自公両党と178万円への引上げを求める国民民主党との間の溝は埋められず、結局自公両党だけで税制改正大綱を決めた。ただ、自公両党は、交渉の決裂を回避し、協議を継続することに同意した。さらに、同大綱の「令和7年度税制改正の基本的考え方」のところで、23年度補正予算の採決に当たり、自公両党と

国民民主党の幹事長間で合意した次の2つの事項も付記した。1つは、「103万円の壁」は、国民民主党が主張する178万円を目指して25年から引き上げることである。もう1つは、これも国民民主党が主張するガソリンの暫定税率の廃止である。いずれも実施方法等については、引き続き誠実に協議するとなっている。

大綱へのこうした異例の付記は、与党が先の衆院選挙で過半数割れに陥ったためであり、これまでインナーで決めていて不明であった政策決定過程が可視化され、また長年据え置かれてきた所得税の課税最低限の引上げ問題解決への口火を切った点では評価できる。だが、それぞれに後段で述べるように、熟慮すべき問題点もある。

さて、何のために25年度改正を行うのか。「令和7年度税制改正の大綱の概要」には次のように書かれている。「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げならびに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金の拠出限度額を引き上げる。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制を拡充する。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保の税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等を行う。これらにより、「賃上

げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現し、経済社会の構造変化に対応する。

これを見ても分かるように、25年度改正の目的(最重要事項)は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれをさらに発展させていくことである。ただ端的に疑問を出せば、防衛財源確保のための増税を別にして、それ以外の個人所得税減税6570億円と法人所得税減税40億円を合せて平年度ベースで6610億円の小規模減税で「賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現し、経済社会への構造変化等に対応する」ことが果してどの程度実現すると見込んでいるのだろうか。到達目標となる数値も示されておらず、減税との因果関係や減税効果も考えようがない。単なる願望でしかない。

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税、国際課税等におけるそれぞれの税制改正の要点については、以下で順に検討する。

主な個人所得課税の改正

(1) 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

給与所得者の所得税の非課税枠「年収103万円の壁」を123万円に引き上げる(図1参照)。それを25年1月から実施する。この非課税枠103万円から123万円への引き上げは、基礎控除を現行の48万円から58万円に、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に、10万円ずつ引き上げることによるものである。2つの控除は1995年以来据え置かれてきたが、30年間の物価の上昇率20%に基づいて、それぞれ10万円ずつ引き上げることにした。ただし、住民税は現在55万円の給与所得控除のみ所得税と連動して26年度分から10万円引き上げて65万円にするが、基礎控除は43万円で据え置く。住民税の基礎控除の引き上げは、地方税収の大幅な減少を招くと地方自治体が反対したことに対応した措置である。

なお所得税の「年収の壁」を103万円から123万に引き上げた場合、税収減は6000億~7000

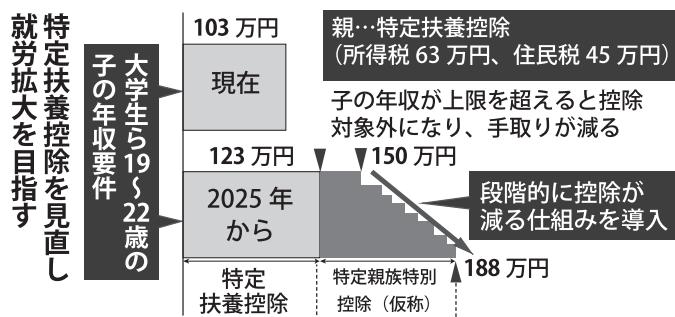
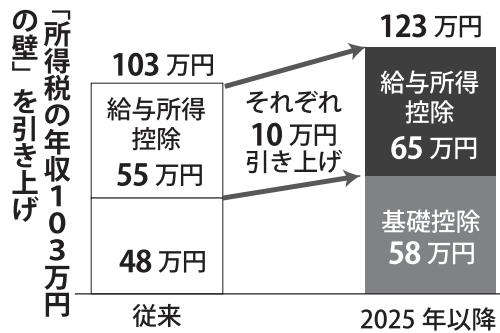
億円の規模になると説明されている。しかし、これだと国民民主党が求めるような個人消費の押上げをあまり期待できない。

ただ、この大綱決定は問題解決の最終的決着ではない。国民民主党は「年収の壁」を178万円に引き上げることを主張し、大綱でも「引き続き真摯に協議する」と明記しているので、今後123万円以上に引き上げられる可能性は残されている。そして仮に国民民主党の要求通りに178万円まで「年収の壁」を引き上げた場合、税収減は7兆~8兆円に上ると予測される。その財源を増税に依らず国債の発行に求めた場合、将来世代につけを回すことになる。国民民主党は「年収の壁」引上げの財源案を提案しなければならない

国民民主党の「年収の壁」の引上げ要求は、35年間変わらなかつた課税最低限を引き上げる動因となった点で評価できるが、178万円までの引上げ要求は、最近35年間の最低賃金の上昇率を踏まえたもので、課税最低限の保障という観点からすれば、35年間の物価上昇率を踏まえた大綱の123万円への引上げ決定の方が説得力があると考える。しかし、国民民主党の狙いは「年収の壁」の引上げによる手取りの増加なので、123万円への引上げでは手取りはわずかしか増えず消費刺激効果が期待できないため、25年度予算への賛成と引き換えに「年収の壁」の一段の引上げを要求するであろう。

また、「年収103万円の壁」の引上げに加えて、特定扶養控除の見直しと「特定親族特別控除」(仮称)の創設が行われる(図1参照)。大学生等19~22歳の子供を扶養する親の所得税負担を軽くする特定扶養控除(63万円)は、現在子供がアルバイトで得た収入が103万円を超えた場合、親の所得に適用できなくなり、親の手取りが減ってしまうため、学生アルバイトの働き控えが生じている。そこで、特定扶養控除の要件を150万円以下に変更した。そして新たに「特定親族特別控除」(仮称)を設け、子供の収入が150万円を超えた場合に、一挙に扶養対象外にならないように、年収188万円まで段階的に控除を減らすことになった。なお、高校

図1 「年収103万円の壁」引上げと特定扶養控除の見直し



(出所)『毎日新聞』(朝刊) 2024年12月21日付。

生年代(16～18歳)の子供のいる親の所得税負担を軽くする「扶養控除」は、現行の38万円を26年から25万円に縮小する方針であったが、これを見送り、控除額を38万円のまま据え置いた。

これらの税制改正措置によって、確かに学生はアルバイトの勤務時間を増やすことができ、親の所得税負担もそのことによって増えることがないよう配慮されているので、万事好都合のように見えるが、果たしてそうか。政府の経済政策の失敗の結果、経済が成長せず、賃金も上ががらず、親の所得も伸びず、加えて奨学金制度も不十分なため経済的に苦しい学生はアルバイトをせざるをえない。上述の税制改正は年収の壁で勤務時間が制限されている現状を打破することになるであろう。しかし、上述の税制改正措置によって、学生の勤務時間制限が緩和されるかもしれないが、経済的に苦しい学生が本分の学業を犠牲にしてアルバイトに勤しまざるを得ない現状がおかしいのである。給付型奨学金の拡充を重要な政策課題として取り組まねばならないのではないか。

(2) 確定拠出年金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額の引上げとNISAの利便性向上

老後に向けた資産形成を促進するため、運用益に税がかからず、拠出額(掛け金)も全額所得控除できる個人型確定拠出年金「iDeCo」について、月額拠出金(掛け金)を引き上げ、税優遇を拡大する。また勤務先企業の企業年金の有無によって差が生じていた拠出金上限額を一本化する。具体的には次の通りである。

第2号被保険者(会社員等)のiDeCoの拠出限度額について、勤務先の企業年金の有無等による差異を解消し、企業年金と共に拠出限度額(現行:月額5.5万円)に一本化した上で、この共通拠出限度額について、月額6.2万円に引き上げる。また第1号被保険者(自営業者等)の個人型確定拠出年金と国民年金基金との共通拠出限度額(現行:月額6.8万円)について、月額7.5万円に引き上げる。加えて、iDeCoに加入できる年齢の上限を現在の65歳未満から70歳未満に引き上げる。

さらに、国民の安定的な資産形成を促進するために、少額投資非課税制度(NISA)の利便性を図る次のような措置を講ずる。つみたて投資枠における上場投資信託(ETF)非課税制度の購入について、定額購入方式における最低取引単位を1000円以下から1万円以下に引き上げるほか、指定金額内の最大口数での買付け方式を可能とする。またNISAの金融機関変更時の即日での買付けを可能にする。

以上述べたiDeCoの拠出限度額等の引上げにせよ、NISAの利便性向上の措置にせよ、公的年金の先細りが懸念されるところから、国民の私的資産形成を促そうとするものである。しかしながら、政府は肝心の公的年金制度の立て直しの道筋の提示を放置したまま、公的年金への懸念を背景に私的資産形成に力を入れるというは、釈然としないものがある。公的年金制度の立て直し策とそれを補完する私的資産形成をセットで考えて行かないと、資力に余裕のある者だけが資産形成に走ることになり、その余裕のない者との間に将来的に経済格差を拡げることになりかねない。

(3)子育て支援に関する政策税制

子育て支援に関する政策税制としては、①住宅ローン減税の優遇措置の1年間延長②生命保険料控除の1年間限定の拡充③結婚・子育ての資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長④高校生年代(16~18歳)の親の扶養控除の非課税枠の維持と大学生年代(19~22歳)の親の特定扶養控除についてこの年収制限の引上げ等が実施される。このうち③については、「4. 主要な資産課税」の改正のところで解説する。④については、「1. 主要な個人所得課税の改正」のところで既に解説を行っている。したがって、ここでは①と②について解説する。

①住宅ローン減税の優遇措置の1年間延長

住宅ローン減税は、資金を借りて住宅を新築するか増改築した時に、最大13年間各年末の住宅ローン残高の0.7%分を所得税や住民税から差し

引く制度である。住宅の環境性能によって残高の上限が設けられ、子育て世帯は一定額上乗せできる優遇措置を24年に1年間限定で実施したが、この優遇措置を25年まで据え置くことになった。ただ、この優遇措置によって子育て世帯の住宅取得がどの程度行われたのか実績値が何も示されていないのに、それをもう1年自動延長すると決めた根拠は不明である。

②生命保険料控除の拡充

生命保険料を課税所得から差し引く生命保険料控除は、1年間の措置として子育て世帯の上限を4万円から6万円にする。26年分の所得税に適用する。これも、子育て世帯の生命保険料控除の上限を4万円から6万円にすることによってどのような効果が期待できるのか判然としない。

主な資産課税の改正

*結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の延長

祖父母や親が子や孫に対して結婚・出産・育児に要する資金を一括して贈与する場合、子や孫1人につき1000万円まで贈与税がかからない非課税制度がある。この非課税制度は15年に設けられた制度で、24年末が期限のところを適用期限を2年延長することになった。ただ、この制度の利用状況は公表されていないが、低調だと言われている。子育て支援が重要だということで延長を決めたが、世代を超えた格差が固定しかねず、廃止するべきである。

主な法人課税の改正

(1)中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

08年のリーマン・ショック後の09年に、資本金1億円以下の中小企業に対して、年間所得800万円以下の部分について法人税率を本来の19%から15%に引き下げる軽減措置が取られてきた。この軽減措置は24年度末に本来の19%に戻す予定で

あったが、26年度末まで延長することになった。

ただ、この軽減措置は資本金が1億円以下であれば原則的にすべての企業が利用できたので、課税逃れのために資本金を1億円以下に減資した大企業もこの軽減措置を利用するという問題が発生してきた。そこで、今回の改正では、こうした企業も引き続き軽減措置の対象となるが、優遇を縮小することになった。すなわち、年間所得が10億円を超える企業は、800万円以下の金額に適用される税率を17%に引き上げ、適用期間を2年延長することとした。

しかし、原材料価格の高騰などで苦しむ中小企業を引き続き税制面で優遇し、景気を下支えしようとする意図を理解したとしても、課税逃れのために減資したと見られる企業にまで、優遇措置を縮小するとはいっても、それを残すのは問題である。

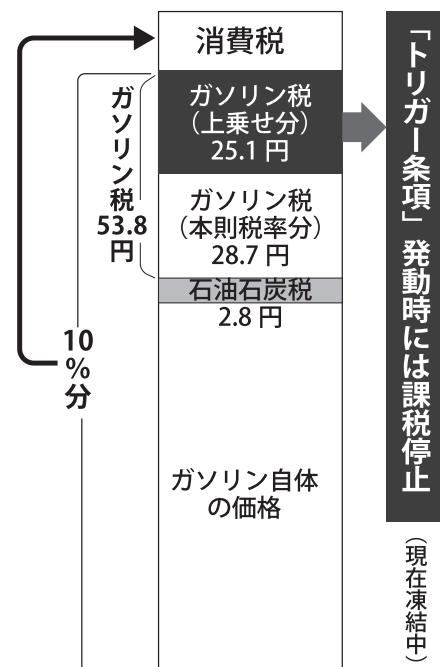
なお、そもそも論をすれば、法人税法では基本税率は25.5%であるが、中小法人には19%に軽減され、さらにリーマン・ショック後の対応として租税特別措置で15%に軽減されたものなのに、経済的緊急事態が過ぎてもなおだらだらと継続しているのは大変問題である。加えて中小企業の6割が赤字法人で、効果が及んでいない。その役割を終えているのではないか。

(2) 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長

企業版ふるさと納税は、企業が地方自治体に寄付した場合に、税負担を軽減するもので、16年度に創設され、20年度に5年延長されて24年度末に適用期限を迎えるが、さらに3年間延長することになった。

同制度は内閣府が各自治体の地域再生計画を認定し、計画に基づく事業に企業が寄付すると法人関係の税が軽減される仕組みになっている。税の軽減効果は最大で寄付額の9割になる。

図2 ガソリン1リットルにかかる税とトリガーラインとの関係



(出所)『東京新聞』(朝刊) 2024年12月21日付。

主な消費課税の改正

*外国人旅行者向け免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

訪日外国人が日本国内で商品を購入した場合、消費税分を支払わずに商品を購入できるが、26年11月から商品の購入時に消費税分を払ってもらい、出国時に消費税分の払い戻しを受けるリファンド方式に改める。訪日外国人が日本にいる間に免税品を税込み価格で転売し、差額を不正に得ることが横行していることに対応するとともに、出国時に消費税を払い戻すことによってインバウンド消費を拡大しようとするのがこの改正の狙いである。

主な国際課税の改正

*グローバル・ミニマム課税への対応

OECDの加盟国等は、拠点が世界のどこにあっても、規模が大きな多国籍企業の法人税率を15%以上とする「グローバル・ミニマム課税」に合

図3 防衛増税の概要

	開始時期	内容
たばこ税	2026年4月	まず加熱式を26年4月と同10月に2段階で引き上げ
		紙巻き含めて27年4月から1年ごとに3段階で1本あたり0.5円ずつ上げ
法人税	2026年4月	法人税額から500万円を差し引いた額の4%分を税額に上乗せ
所得税	決定先送り	所得税額の2.1%分を追加徴収している復興特別所得税の一部を代替 2.1%のうち1%分を防衛費増額に充当

(出所)『日本経済新聞』(朝刊) 2024年12月21日付。

意した。現在、子会社などがある国の実効税率が15%を下回る場合、日本にある親会社に上乗せ課税ができる。さらに、網を拡大して、日本にある企業グループなどの法人税の実効税率が15%になるまで課税できるようにする。

ガソリン税暫定税率の廃止合意

税制改正大綱には、自公両党と国民民主党の間で合意したガソリン税に上乗せされている暫定税率の廃止方針が明記されたが、具体策は盛り込まれていない。

ガソリン税は揮発油税と地方揮発油税の総称である。1リットル当たり53.8円で、本則税率28.7円とそれに上乗せした暫定税率25.1円から成っている(図2参照)。ガソリン税はもともと道路整備の特定財源で、1974年から道路整備の財源不足を補うために暫定税率部分が上乗せされてきたが、2009年に一般財源化され今日まで続いている。上乗せされた暫定税率部分については、ガソリン価格の全国平均が3カ月連続で160円超になった

場合に課税を停止する「トリガーライン」というものがある(図2参照)。現在は、東日本大震災の復興財源を賄うために凍結している。国民民主党は上乗せ分25.1円についてトリガーラインの凍結を解除した上で、25年度末を目途に廃止することを求めている。

しかし、自公政権と国民民主党との間で、暫定税率の廃止に伴う問題について協議は進んでいない。一番の問題は、暫定税率を廃止すると、国と地方を合せて約1兆5000億円の税収減となると言われており、これを補強する財源の目途が立っていないことである。また、物価高で苦しむ家計を支援するために、ガソリン価格を引き下げる補助金を出しているが、この補助金が打ち切られガソリン価格が依然高いままだとすると、国民の間から消費税もかかり二重課税だという批判も絡んで、暫定税率の廃止を求める声が強まる可能性はある。他方、暫定税率を廃止すると、それが果して温暖化ガスを抑える脱炭素の取組みに逆行するという問題も起こる。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

(1)防衛力強化に係る財源確保の根拠

政府は23～27年度の防衛費の総額を43兆円程度と「防衛力整備計画」に定めたが、それを実施するために必要な追加財源は5年間で14.6兆円程度とした。この防衛費増額は、歳出改革で3兆円強、決算剰余金の活用で3.5兆円程度、税外収入の積立てによる防衛力強化資金で4.6兆～5兆円強を確保し、残りを27年度にたばこ税、法人税、所得税の3税の増税で1兆円強を確保するとしていた。23年度の税制改正大綱では、それら3税を24年以降の適切な時期に増税すると明記したが、開始時期の先送りが繰り返されてきた。そして25年度税制改正では、法人税とたばこ税を26年4月から引き上げることにした（図3参照）。それによって1兆円程度の税収増を見込んでいる。他方、所得税の増税開始時期の決定は先送りした。

(2)防衛特別法人税（仮称）の創設（図3参照）

新たに防衛特別法人税（仮称）を設け、法人税額から500万円を差し引いた額の4%を法人税額に上乗せする。そして26年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。500万円を差し引くのは、中小企業に配慮したからである。

(3)たばこ税の見直し（図3参照）

たばこ税は、加熱式たばこを26年4月と10月の2段階に分けて増税し、紙巻きたばこと同水準の税率に引き上げる。その上で、加熱式と紙巻きの税率を3段階で、27年4月、28年4月及び29年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ引き上げる。

(4)所得税増税の時期決定の先送り（図3参照）

東日本大震災の復興財源として徴収している復興所得税（所得税額の2.1%分を上乗せ）の2.1%分のうち1%分を、当初27年1月から防衛特別所得税（仮称）とし、防衛財源に充てる予定であったが、

「年収の壁」見直しなど所得税の減税を協議している中で、防衛財源としての所得税の増税の時期を決定することに異論が出たため、決定は先送りされた。

「年収の壁」見直し等減税偏重の税制改正から所得税制本格改正へ転換の必要性

25年度税制改正は、国民民主党が提起した「年収の壁」見直しによる減税に議論が集中し、その他小粒の減税策を含めての税収減を穴埋めする財源の議論は先送りされてしまった。「年収の壁」が与党提案の123万円より以上に、例えば150万円に引き上げられ、国民民主党とそこで妥協が成立した場合その財源をどうするのだろうか。ガソリン税の暫定税率を廃止した場合、その減収分の財源確保はどうするのか。防衛力強化に必要とする所得税の増税をいつ開始するのか。高校生の子がいる親への扶養控除縮小はいつ止めるのか。いずれにせよ先送りされたこれら財源の議論の行方が懸念される。

ただ、それ以上に懸念されるのは、今回の税制改正で所得税の「税収の壁」の引上げに議論が集中し、基礎控除と給与所得控除の改正に焦点が当てられたため、所得税のあり方全体を問うことができなかったことである。基幹税である所得税の財源調達機能と所得再分配機能が低下しており、インフレ対応や働き方や家族のあり方に合せて、配偶者控除、退職金税制、「1億円の壁」のための金融所得課税の強化等の改革に取り組んで、それら2つの機能を高めなければならない。

（かたぎり まさとし）